

京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業の  
候補事業者選定委員会 第1回委員会摘録

1 開催概要

- (1) 日時 令和6年9月19日(木) 午後2時～午後3時30分
- (2) 場所 京都市役所本庁舎1階 環境政策局会議室
- (3) 出席者(五十音順、敬称略)

氏名	役職名等
奥田 希充子	公認会計士
木村 啓二	大阪産業大学経済学部 准教授
西庄 英晴	水垂町自治会 会長
花田 眞理子	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員

2 摘録

- (1) 開会、挨拶、委員の紹介
- (2) 委員長の選任

- ・ 木村委員の推薦により、花田委員が委員長に就任
- ・ 花田委員長により、木村委員を職務代理者に指名

- (3) 募集要項(案)について **公開部分**

委員 墓地の周りはメッシュフェンスで囲われているが、本事業を実施する際には新たにフェンスが設けられる想定か。

事務局 事業者の提案にもよるが、目隠しのためのフェンスか植栽が設置されることを想定している。

委員 本事業はフィジカルPPAのスキームになると思う。発電された電気を地域の需要家に届けることが本事業の非常に重要なコンセプトであるため、3ページのエのところに「本市の脱炭素先行地域における電力需要家に供給する」とあるが、この一文に「原則すべて」という文言を加えて強調することが重要ではないか。一部の供給では趣旨に反すると思うため、そのコンセプトを事業者に理解いただくことが重要だと考える。

事務局 御指摘のとおりであるため、文章に反映させたい。

委員 3ページに記載されている補助金とはどういった補助金か。

事務局 本市が脱炭素先行地域に選定されたことを受けて、環境省の「地

域脱炭素・再エネ推進交付金」を活用することが可能となっている。この補助金を今回選定された事業者が初期費用となる発電所整備費に活用することを想定している。

委員 事業者が現地の調査等を行う場合、墓地から出入りされないよう、出入りは西側通路を利用していただきたい。

事務局 西側通路の利用を考えている。公募時の現地見学の際は本市の担当者が案内するため、無断で立ち入ることはない。

委員 先ほどの議論とも関係するが、8ページに記載の「イ 電力供給」の項目について、基本的には、原則、脱炭素先行地域内の需要家に100%供給していただくという考え方かと思う。「やむを得ず余剰電力が生じ」とあるが、発電量が想定より上回って余剰が生じるということは基本的になく、余剰が生じるとすれば需要が不足する場合である。そのため、「発電電力量や需要量の変動」という文章の「発電電力量や」という記載は削ってもいいのではないか。

事務局 御指摘のとおりであるため、反映させたい。

委員長 同じく8ページの「イ 電力供給」の項目に「発電電力量の30%以内」までは域外に余剰電力を供給できるとあるが、30%というのはかなり大きいような印象がある。この数字の根拠を教えてください。

事務局 環境省の交付金要綱上で示されている値を用いている。域外に供給される電力量は、なるべく少ない方が望ましいと考えている。

委員長 工事車両の出入りにより交通量が増えることが懸念されるが、地域への影響についてはどのような認識か。

事務局 工事車両については、西側通路から事業場所にアクセスすることを想定している。このルートはこれまでから作業用車両の通路として使用しており、大きな影響は生じないと考えている。

委員 11ページの応募書類の「決算書等」の欄で、「財産目録等」とあるが、想定されている事業会社の場合は財産目録を作成しないため、削除してよいと考える。

事務局 そのように対応する。

委員 9ページの「報告」の項目で、「月単位の発電電力量及び電力需要家への販売電力量」とあるが、ここでいう販売電力量というのは、「需要家が消費した電力量」あるいは「発電した電力のうちその需要家に販売した電力量」のどちらを意味しているか。

事務局 後者の意味である。記載の表現は分かりやすくなるよう検討する。

**委員長** 5 ページ「(2) 行政財産の使用許可」の項目のエに「固定資産税路線価に変動があった場合に不動産鑑定評価等に基づき使用料を見直す」とあるが、どのくらい変動したら使用料を見直すのか。自動的に連動する形なのか。

**事務局** 最低使用料は、不動産鑑定に基づいて設定している。路線価に連動するというよりも、変動があった際に改めて不動産鑑定を取り直すことを想定している。したがって、固定資産税路線価の変動率ではなく、不動産鑑定結果の内容に基づいて使用料を変更する。ただし、激変緩和措置として、前年度使用料と比較して5%までの範囲で変更することとなる。

- (4) 審査項目及び審査基準（案）について 非公開部分
- (5) 閉会